

と畜場法施行規則の一部改正（案）について

1. 趣旨

めん羊及び山羊については、平成16年2月にと畜場法施行規則（以下単に「規則」という。）を改正し、特定部位（12ヶ月齢以上の頭部（舌、頬肉を除く。）、せき髄及び胎盤並びにすべての月齢の扁桃、脾臓及び小・大腸（付属するリンパ節を含む。））の除去及び焼却を行うとともに、それらの検査については、12ヶ月齢以上のものを対象にウエスタンプロット法により行っている。

今般、都道府県において迅速検査用キット（エライザ法）の導入が可能となったため、規則を改正し、都道府県知事が簡易な検査を実施する疾病として伝達性海綿状脳症のうち牛に係るものにめん羊及び山羊を加えることによって、牛同様エライザ法によるスクリーニング検査を実施できるようにする。

2. 改正の内容

（都道府県知事が簡易な検査を実施する疾病）

第13条 令第6条第2項第2号の厚生労働省令で定める疾病は、伝達性海綿状脳症のうち牛、めん羊及び山羊に係るものとする。

3. 公布期日

平成17年7月上旬

4. 施行期日

平成17年10月上旬